

■ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が厳しくなっているひとり親世帯の支援のため、臨時特別給付金を支給します。

①基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付

●給付金の対象となる人

(以下、①～③のいずれかに該当する人)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

【給付額】1世帯5万円

第2子以降1人につき3万円

②追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているひとり親世帯への給付

●給付金の対象となる人

基本給付対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

【給付額】1世帯5万円

●申請方法

●①に該当する人

- ・基本給付は申請は不要です。8月ごろ、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ・追加給付は申請が必要です。

※給付を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

●②、③に該当する人

申請が必要です。

※8月3日(月)から受付を開始します。窓口または郵送で申請してください。

子育て支援課 (☎ 82-1175)

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター (☎ 0120-400-903)

【受付時間：平日 9:00～18:00】

■新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が激減し、小中学校に納める給食費や学用品費、修学旅行費などの支払いが経済的に困難な場合には、前年の所得だけでなく、現在の世帯の状況をお聞きして、申請時の収入状況などを考慮して援助できることがあります。まずは、ご相談ください。

園学校教育課 (☎ 82-1202)

10万円の特別定額給付金の申請はお済みですか？

【申請期限】

令和2年8月31日(月)まで(消印有効)

オンライン申請も同様の期限です。期限を過ぎると給付を受けることができなくなりますので、お早めに申請してください。

園新型コロナ対策室 (☎ 81-5670)

20万円の山陽小野田市事業継続給付金の申請はお済みですか？

【申請期限】

令和2年7月31日(金)まで(消印有効)

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている事業者を対象に本市独自の支援制度の受付を行っていますので、お早めに申請してください。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

園商工労働課 (☎ 82-1150)

給付金の詐欺にご注意ください！

- 消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188
- 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎ 0120-213-188
- 消費生活センター(生活安全課内) ☎ 82-1139
- 新型コロナ対策室 ☎ 81-5670
- 最寄りの警察署(山陽小野田警察署) ☎ 84-0110
- 警察相談専用電話 # 9110

「怪しいな？」
と思ったら
まずはご相談を！

